

令和5年度とくしま海外バイヤー招聘業務  
受託者募集要領

**1 業務概要**

(1) 業務名

令和5年度とくしま海外バイヤー招聘業務

(2) 目的

海外への販売力を有する有力バイヤーを招聘し、県産品の製造工程や出荷プロセスなどの生産体制のほか、生産者との対話を通じて、産地の歴史・風土や商品ストーリーなどを体感してもらうことで、県産品の魅力を的確に伝え、より成約率の高い商談や、新たな販路拡大につなげる。

この業務を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

3,000千円

**2 企画提案の参加要件**

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 暴力団の構成員等

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。
- (9) 都道府県税に未納がないこと。

### 3 企画提案の参加・応募方法

#### (1) 企画提案書の提出について

次の書類等をA4サイズで、ア、イは1部、ウ、エ、オは片面印刷で5部提出すること。

内 容
ア 参加表明書（様式第1号）
イ 申込書（様式第2号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、 個人事業者の場合は個人事業開始届のコピー</li> <li>・ 会社概要が分かる書類</li> <li>・ 直近の決算書</li> <li>・ 都道府県税の未納がない旨の証書</li> </ul>
ウ 企画提案書（様式第3号）
エ 委託業務に係る経費の見積書（自由様式）
オ 直近5年の同種事業の実績が分かるもの（様式第4号）

#### (2) 提出期間

- ・ 参加表明書 令和5年10月6日（金）午後5時必着
- ・ 参加表明書以外の書類 令和5年10月20日（金）午後5時必着

#### (3) 書類の提出方法

持参（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

#### (4) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県商工労働観光部 商工政策課 海外戦略担当  
電話番号： 088-621-2320  
ファクシミリ：088-621-2897  
E-mail：syokouseisakuka@pref.tokushima.jp

#### 4 審査及び結果通知

##### (1) 選定方法

徳島県が別に設置する審査委員会において、企画提案書により審査を実施し、最優秀提案者を選定する。

応募書類の評価（採点）は、企画提案書を基本とする。

ただし、審査委員会が必要と認める場合は、応募者によるプレゼンテーションを求める場合がある。

##### (2) 審査基準

次の項目により評価する。なお、配点等に関する質問は受け付けない。

審査項目	
業務理解度	本業務について、目的・趣旨等を十分に理解できているか
企画力	県内企業の成約が見込まれる優良なバイヤーの招聘が提案されており、効果的かつ業務の着実な履行が期待できる提案内容であるか
	継続的な県産品の輸出や新たな販路の拡大が期待できる提案内容であるか
	商談前後の個別相談やフォローアップ等の着実な支援が期待できるか
独自提案	事業の効果を更に高めるための独自の提案があり、優れた企画が提案されているか
スタッフ体制及びスケジュール	提案内容を裏付ける類似実績等があり、業務の着実な履行が期待できるスタッフ体制及びスケジュールとなっているか
経費積算の妥当性	限られた予算内での効果的、効率的な提案がされており、提案内容と整合が図れているか

##### (3) 審査結果の通知

審査結果は全ての応募者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

##### (4) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

#### 5 応募に際しての留意事項

##### (1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様書に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版(片面印刷)横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- エ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- カ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- キ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ク 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。
- ケ 業務の実施に当たっては、主催者と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- コ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- サ 本要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 6 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和5年9月27日(水)から令和5年10月4日(水)午後5時まで

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、文書で行うものとし、3-(4)まで、書面持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

参加表明書(様式第1号)を提出した者に対してのみファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により回答する。